

監査結果に係る措置通知書

令和8年3月27日現在

対象部局等	都市政策部	下水道建設課
指摘事項の内容	<p>収入事務関係 現金取扱事務関係</p> <p>下水道台帳図等交付手数料において、交付した領収証書の金額の記載に誤りがあった。 (福島市財務規則第44条第4項)</p>	
講じた措置の内容	<p>【原因】 台帳交付業務につきましては、窓口を対応した職員が、申請書の受付から台帳図等の交付、手数料の受領、領収証書の発行までを一人で行っていたことによるものです。</p> <p>【対応】 申請者に来庁いただき事情を説明の上、不備があった領収証書を回収し、正しい金額を記載した領収証書を再交付いたしました。</p> <p>【再発防止策】 再発防止マニュアルを作成し、記載内容の確認及び二重チェックを徹底し、再発防止に努めております。</p>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

令和8年3月27日現在

対象部局等	都市政策部	下水道管理センター
指摘事項の内容	<p>収入事務関係 調定・徴収事務関係</p> <p>下水道占用料において、通路橋の占用料を算定する際、福島市下水道条例に規定のない福島市法定外公共物の管理に関する条例により算定し、下水道占用料の徴収を行っていた。</p>	
講じた措置の内容	<p>【原因】 当該通路橋は平成30年2月23日に河川課より管理移管された物件であり、福島市法定外公共物の管理に関する条例の規定により許可していたため、そのまま下水道室においても福島市法定外公共物の管理に関する条例をもとに占用料を算定したことによるものです。</p> <p>【対応】 通路橋の占用料について、令和8年度から、福島市下水道条例において準用の規定がある福島市道路占用料徴収条例により算定し、下水道占用料の徴収を行います。</p> <p>【再発防止策】 今回の事案について、担当者だけでなく課内全体に共有いたしました。事務マニュアルを更新のうえ周知することにより、正しい事務処理を徹底いたします。</p>	

(1) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。